

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白山市長 田村 敏和

市町村名 (市町村コード)	白山市 (17210)
地域名 (地域内農業集落名)	長島地区② (長島町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・果樹園芸(梨)に特化した区域である
- ・農業従事者の高齢化や離農による農地の維持管理負担の増加や企業的経営体への集中した農地流動化による労力負担の増加

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・果樹園芸品目を中心に、今後も安定した農業経営を目指す
- ・スマート農業機械の活用により、農地の維持管理に係る負担軽減、若手農業者の生産技術の高位平準化を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

対象地域内の農振農用地区域及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を通じた農地集積 なお、市内で広域的に営農を行っている農業者について、地域計画外での農地集積については制限しない
(2)農地中間管理機構の活用方針
・果樹園芸において自作地であるため、農地中間管理機構の活用は土地利用型農業と比較して少ないが、高齢化によって離農が想定される農地については、担い手(認定農業者、農地利用適格法人等)へ農地集積・集約化を基本とし、 担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により、農地利用を進める
(3)基盤整備事業への取組方針
・当該地区は、平坦農業地域として、大型区画による営農が行われているものの、担い手への農地集積が進んでおり、 作業効率化の向上、農業機械の大型化などに対応した、再基盤整備の必要性が求められており、地域内で協議を図っていく
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②みどりの食料システム法の制定により、環境に配慮した栽培手法の導入を図っていく
 ③スマート機器の導入による作業効率を高めるなど、省力化を図っていく
 ⑦現状、水路管理等については、多面的機能支払交付金の活用に地域内の出役によって行われており、引き続き、これらの制度活用により維持管理に努める